2　競争参加資格

本工事は、橋梁下部工事(基礎工を含む。)(以下「橋梁下部工事」という。)と橋梁上部工事を、同一工事にて施工する工事である。

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。)であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成26年12月19日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「八鹿日高道路青山橋上下部工事」に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。)の認定を受けている者であること。

(a)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(b)　単体有資格業者にあっては、近畿地方整備局における「一般土木工事」かつ「プレストレスト・コンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

(c)　異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事と橋梁上部工事の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、下記㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

㋐　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

㋑　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「プレストレスト・コンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

(d)　単体有資格業者、経常建設共同企業体(以下「経常ＪＶ」という。)又は異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(b)及び(c)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)。

(e)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b)及び(c)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(f)　単体有資格業者にあっては、平成11年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋔までの要件をすべて満たす工事の施工実績（発注機関は問わない。以下「単体有資格業者の同種工事の実績」という。)を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。)。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。)の工事。

㋑　橋梁形式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ（ＰＲＣを含む。)橋で、かつ、最大支間長が55m以上の工事。

㋒　架設工法が移動支保工、片持式架設(トラッククレーン架設を除く。)、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。)のいずれかによる工事。

㋓　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。)までの高さ）が30m以上の工事。

㋔　上記㋐から㋒までは同一工事の施工実績を有し、㋓は同一工事でなくてもよいが、すべての要件を満たす施工実績を有すること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成11年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した「単体有資格業者の同種工事の実績」を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成11年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）又は２）の要件を満たす工事の施工実績（発注機関は問わない。以下「その他構成員の実績」という。)を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。)。

１）橋梁下部工事の実績を有する場合

Ⓐ　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）の工事。

２）橋梁上部工事の実績を有する場合

Ⓐ　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。)の工事。

Ⓑ　橋梁形式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ（ＰＲＣを含む。)橋の工事。

Ⓒ　上記Ⓐ及びⒷは同一工事の施工実績を有すること。

「単体有資格業者の同種工事の実績」及び「その他構成員の実績」が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(g)　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。

１）橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成11年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす工事の施工実績（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」という。)を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。)。

㋐　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台)の天端(パラペット部を含む。)までの高さ）が30m以上の工事。

２）橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成11年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事の施工実績（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」という。)を有すること(甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。)。

㋐　道路橋(Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。)の工事。

㋑　橋梁形式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ（ＰＲＣを含む。)橋で、かつ、最大支間長が55m以上の工事。

㋒　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。)、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。)のいずれかによる工事。

㋓　上記㋐から㋒までは同一工事の施工実績を有すること。

「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」及び「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。